

放射線業務従事者に対する健康診断に関する 今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ（案）

令和3年 月 日
放射線審議会

経緯

ICRP2007年勧告(放射線業務従事者に対する健康診断)の国内制度の取入れについては、第140回総会では国内制度に取り入れるかどうかの検討の前に必要なヒアリング等の取組について整理し、第141回総会では平成30年度に放射線安全規制研究戦略的推進事業で採択された「放射線業務従事者に対する健康診断のあり方に関する検討」の調査結果を踏まえて中間的な取りまとめを行う方針を整理した。

これを受け、第145回総会では、当該調査の中間報告をもとに医療施設を対象にした調査が追加で必要であることなどを整理し、第150回総会では当該調査の最終報告を受け今後の審議の進め方に関する審議を行い、第151回総会では今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめの案に関する審議を行い、下記のとおり取りまとめた。

基本的な考え方と今後の対応方針

これまでの審議内容を踏まえ、以下のとおり、基本的な考え方と今後の対応方針を整理した。

(これまでの審議内容)

- 放射線業務従事者に対する健康診断については、放射線審議会として、「ICRP1990年勧告(Pub. 60)の国内制度等への取入れについて(意見具申)」(平成10年6月)に基づき各法令への取り入れが進められてきた。当該意見具申においては、「定期の特殊健康診断にあつては、血液、皮膚及び眼の検査は医師が必要と認めた場合に限り行うこととすべき」としたほか、「健康相談を含む包括的な健康管理が行われるシステムの整備が望まれる。」としていた。ICRP1990年勧告の取入れ時に、電離放射線障害防止規則及び人事院規則においては、「医師が必要ないと認めたときに省略するとともに、5mSv/年を下回る被ばくの者については医師が必要と認める場合において行う」としていることを踏まえて、当該意見具申との整合性を確認してきた。
- 平成30年度及び31年度に実施した放射線安全規制研究戦略的推進事業における調査結果として、特殊健康診断については、制度の趣旨に沿って省略が行われているケースが少ない実態があるということが報告された。
- 当該報告を踏まえて、第150回総会で審議した結果、委員からは、ICRP2007年勧告はICRP1990年勧告から見解に変更がないことを踏まえるとICRP2007年勧告の取入れの観点からは制度を変更する必要はないとする意見があった。他方で、健康診断が制度の趣旨に沿って運用されるためには関係者(事業者・健診を行う医師・健診を受診する放射線業務従事者)に健康診断の意義や目的について理解を深める必要があるとの意見や、効果的かつ効率的に健康診断を実施している事業者の事例等を整理し紹介してはどうかといった意見や、健康診断だけに着目するのではなく教育訓練、線量測定、線量管理等と連携した取組が重要であるといった意見等がでた。

(基本的考え方)

- 放射線審議会としては、現行の制度がその趣旨に沿って運用されるために、健康診断に係る意義や目的を以下のとおりを改めて整理する。

- －放射線防護の観点からは、放射線業務従事者の線量管理が十分に行われていれば、一定の線量を超過しない限りは、放射線障害の発生やその兆候を把握するために定期の特殊健康診断を行う必要性は低い。しかしながら、一部に放射線業務従事者の線量管理が十分に行われていない実態もあることから、線量管理の徹底の重要性が強調される。
- －また、放射線業務従事者に対する健康診断は、放射線業務従事者の健康状態を把握し、より包括的な健康管理が行われることに寄与する点にその意義がある。従って、一般健康診断と放射線業務従事者に対する健康診断は、一体的に実施され、両者の結果が総合的に評価されることが重要である。
- －健康管理を行う医師には、個々の作業者の作業条件と被ばくに関する情報が与えられる必要があり、そのためには放射線管理の担当者との連携が重要となる。その上で、健康診断の結果を評価判定し、健康相談を含む包括的な健康管理が行われるシステムの整備が望まれる。

(今後の対応方針)

- 今後は、当該考え方を踏まえて、関係学会等において更なる理解促進に向けた、効果的かつ効率的に健康診断を実施している事例の整理等の取組が行われることに期待する。